

独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

参照条文

目次

○独立行政法人住宅金融支援機構法（抄）	1
○住宅金融公庫法（抄）	8
○住宅金融公庫法施行令（抄）	13
○建築基準法（抄）	14
○住宅融資保険法（抄）	15
○住宅融資保険法施行令（抄）	16
○独立行政法人通則法（抄）	16
○財務省組織令（抄）	16
○国土交通省組織令（抄）	17
○国庫の国庫納付金に関する政令（抄）	18
○国家公務員退職手当法施行令（抄）	19
○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（抄）	20
○土地区画整理法施行令（抄）	20
○地方財政再建促進特別措置法施行令（抄）	21
○中小企業等協同組合法施行令（抄）	22
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抄）	22
○協同組合による金融事業に関する法律施行令（抄）	23
○国家公務員共済組合法施行令（抄）	23
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（抄）	23
○地方公務員等共済組合法施行令（抄）	25
○国の利害関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（抄）	26
○国土交通省設置法第四条第二十八号の業務等を定める政令（抄）	26
○独立行政法人建築研究所法第二十八号の業務等を定める政令（抄）	27
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（抄）	27
○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特例を及ぶ特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）	28
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）	28

○住宅地債券令(抄)	32
○新住宅街地開発法(抄)	32
○新住宅街地開発法施行令(抄)	33
○独立行政法人等登記令(抄)	33
○行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令(抄)	34
○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(抄)	34
○信用金庫法施行令(抄)	35
○勤労者財産形成促進法(抄)	36
○勤労者財産形成促進法施行令(抄)	36
○沖繩振興開発金融公庫法(抄)	41
○沖繩振興開発金融公庫法施行令(抄)	41
○民法(抄)	43
○新都市基盤整備法施行令(抄)	46
○産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令(抄)	47
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(抄)	48
○財形住宅債券令(抄)	50
○労働金庫法施行令(抄)	52
○外国人登録法施行令(抄)	52
○破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令(抄)	53
○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(抄)	53
○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令(抄)	53
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(抄)	55
○金融庁組織令(抄)	55
○財務省独立行政法人評価委員会令(抄)	55
○国土交通省独立行政法人評価委員会令(抄)	56

○独立行政法人住宅金融支援機構法（抄）

（平成十七年七月六日）
（法律第八十二号）

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 役員及び職員（第八条―第十二条）

第三章 業務（第十三条―第十六条）

第四章 財務及び会計（第十七条―第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条―第三十一条）

第六章 罰則（第三十二条―第三十六条）

附則

第三章 業務
（業務の範囲）

- 第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- 一 住宅の建設又は購入に必要な資金（当該住宅の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。
 - 二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの（以下「特定貸付債権」という。）のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証（以下「特定債務保証」という。）を行うこと。
 - イ 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社」という。）に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。
 - ロ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に譲渡すること。
 - ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為
 - 三 住宅融資保険法による改良若しくは必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等（以下「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に對し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
 - 五 当該被災建築物の補修に必要資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要資金を含む。）の貸付けを行うこと。
 - 六 災害若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に必要資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要資金を含む。）の貸付けを行うこと。

旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる業務
第十七条第一号に掲げる業務

旧公庫法第二十六条の二第一項第三号に掲げる業務
第十七条第二号に掲げる業務

旧公庫法第二十六条の二第一項第一号に掲げる業務
第十七条第三号に掲げる業務

旧公庫法第二十六条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務
第十七条第四号に掲げる業務

旧公庫法第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務
附則第七條第五項に規定する既往債権管理業務

7 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧公庫法第五條第三項の規定により旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる債権譲受けの業務に關して設けられた基金に充てるべきものとして政府から出資された金額並びに旧公庫法第二十六条の三第二項及び第三項の規定により当該基金に組み入れられた金額の合計額のうち、第二十五條第一項の金利変動準備基金に充てるべきものとして主務大臣が定める金額は、金利変動準備基金に充てるべきものとして政府から機構の成立の出資されたものとする。

8 第六項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 第六項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

8 (権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第四條 前條第一項の規定により機構が承継する旧公庫法第二十七條の三第一項又は第二項の住宅金融公庫債券に係る債務券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

第五條 公庫がこの法律の施行前に締結した貸付契約に係る貸付金その他の貸付けに係る事項については、なお従前の例による。

第六條 (財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎ)
昭和四十七年十一月二十九日に設立された財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に對し、機構においてその権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ、附設委員は、前項の規定による申出が、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならぬ。

2 前項の認可があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時に機構に承継されるものとし、保証協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

4 前項の規定により保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第七條 (業務の特例等)
附則第三條第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

第七條 機構は、第十三條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 附則第三條第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

三 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

四 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

五 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

六 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

七 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

八 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

九 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

十 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

十一 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

十二 前項の業務を行うに必要とする資金の運用及び管理を行うこと。

ホ 整備法附則第六條の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の規定により日本郵政公社（整備法附則第七條第二項の規定によりなおその効力を有することとする）の積立金の貸し付けられたる債権の回収が終了するまでの間、貸付けられる債権に係る貸付けを受けた者と、あらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等を当該貸付けに係る債権の弁済に充当する業務を行うことができる。

3 機構は、前項の規定により貸し付けられたる債権の回収が終了するまでの間、貸付けられる債権に係る貸付けを受けた者と、あらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等を当該貸付けに係る債権の弁済に充当する業務を行うことができる。

4 機構は、前三項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

5 勤労者財産形成促進法の第十條第一項本文の規定による貸付けに係るものを除き、公庫が平成十七年三月三十一日までに申込みを受理した資金の貸付けに係るものに限る。

6 機構が第一項から第四項までに規定する業務を行う場合には、第十五條第一項、第十八條第一項及び第三十五條第二項の「第十三條」とあるのは、「第十三條及び第二項（第七條第一項から第四項まで）」と、第十七條第三号中「業務及び」があるのは、「業務及び」である。

7 第二項の「若しくは」は、第七條第一項第六号を除く。

8 第四條第一項の「第三項及び第四項」は、同項の「第三項」及び「第四項」を指す。

9 第六條第一項の「第三項」は、同項の「第三項」を指す。

10 第七條第一項の「第三項」は、同項の「第三項」を指す。

11 第八條第一項の「第三項」は、同項の「第三項」を指す。

12 第九條第一項の「第三項」は、同項の「第三項」を指す。

控除して、前項の規定による積立金の納付の額に相当する金額から第九項の規定による承認を受けた金額を

第二十條 (名稱の使用制限に関する経過措置)
この法律の施行後六月間は、適用しない。住宅金融支援機構という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第二十一條 (政令への委任)
この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十二條 (住宅の建設等に必要なる長期資金の調達に係る施策の推進)
政府は、機構の設立及び公庫の解散に際し、国民によるその負担能力に応じた住宅の建設等に必要なる長期資金の調達に支障が生じないように必要な施策の推進に努めるものとする。

○住宅金融公庫法(抄)

(昭和二十五年五月六日)
(法律第百五十六号)

第二條 (定義)
この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐火構造の住宅 建築基準法第二号の二に掲げる基準に適合する住宅をいう。
- 二 耐火構造の住宅 建築基準法第九号の三をいう。
- 三 耐火構造の住宅 建築基準法第九号の三をいう。
- 四 耐火構造の住宅 建築基準法第九号の三をいう。
- 五 耐火構造の住宅 建築基準法第九号の三をいう。
- 六 耐火建築物等 建築基準法第二号の二に掲げる基準に適合する建築物又は同条第九号の三をいう。
- 七 中高層耐火建築物 耐火建築物等地上階数三以上を有するものをいう。

第三章 業務

第十七條 (業務の範囲)
公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、第一号及び第二号に掲げる者に対し、住宅の建設(新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したくないもの(以下「新築住宅」という。))の購入を含む。以下同じ。
一 自ら居住する住宅の建設に必要な資金の貸付けの業務を、第三号及び第四号に掲げる者に対し、住宅の建設に必要な資金の貸付けの業務を行う。
二 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

八項の規定するものを除くほか、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 6 (略)
7 公庫は、主務大臣の認可を受けて、財形住宅貸付けに必要な資金を調達するため、市中銀行その他民間から長期借入金

8 公庫は、前項の規定により長期借入金をし、又は次条第三項に規定する住宅金融公庫財形住宅債券（以下この条において「財形住宅債券」という。）を発行して資金の調達をしようとする場合において、その借入れ又は発行までの間の資金繰り上必要があるときは、長期借入金の借入れによる資金の調達にあつては借り入れようとする当該長期借入金の金額の限度内において、財形住宅債券の発行による資金の調達にあつては当該財形住宅債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込みが確実である場合に限り、かつ、発行しようとする当該財形住宅債券の金額の限度内において、当該長期借入金の借入れ又は財形住宅債券の発行により調達する資金の前借りとして、主務大臣の認可を受けて、市中銀行その他民間から短期借入金をする事ができる。

9 (債券の発行)
10 第二十七条の三 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行することができる。

2 (略)
3 公庫は、主務大臣の認可を受けて、前条第七項の資金を調達するため、住宅金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体で第十七条第五項の規定による貸付けを受けることを希望するものが引き受けるべきものとして、住宅金融公庫住宅地債券（以下「住宅地債券」という。）を発行することができる。

5 (略)
9 (賃借人の選定及び家賃)
第三十五条 第十七条第一項の規定による貸付けを受けた者は、当該貸付金に係る住宅

を同号イ又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならぬ。
2 3 (略)
4 第十七条第五項から第七項まで、第十一項又は第十二項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付金に係る住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、賃借人の資格、賃借人の選定方法、家賃その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

(譲受人の選定及び譲渡価額)
第三十五条の二 第十七条第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第四号の規定に該当するものは、

- 3 公庫債券申込証は、公庫が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 公庫債券の名称
 - 二 公庫債券の総額
 - 三 各公庫債券の金額
 - 四 公庫債券の利率
 - 五 公庫債券の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 公庫債券の発行の価額
 - 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
 - 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式又は記名式の別及び利札付きである旨又は無利札である旨
 - 十 社債等振替法の規定の適用がある場合は、その旨
 - 十一 募集額が公庫債券の総額を超える場合の措置
 - 十二 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 4 (略)

2 (公庫債券原簿)

第二十五条 公庫は、主たる事務所に公庫債券原簿を備えて置かなければならない。

- 一 公庫債券の発行の年月日
- 二 公庫債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、公庫債券の数及び番号)
- 三 第二十条第三項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項(貸付債権担保公庫債券にあっては、これらの事項及び同条第四項各号に掲げる事項)
- 四 元利金の支払に関する事項

2 (利札が欠けている場合)

第二十六条 利札付きの公庫債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。公庫は、これに応じなければならない。

○建築基準法(抄)

(用語の定義)

(昭和二十五年五月二十四日)
(法律第二百一十号)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 九 (略)

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十 三十二 (略)

○住宅融資保険法(抄)

(昭和三十年七月十一日)

(法律第六十三号)

(保険契約)

第三条 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度又はその半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機

関が貸付(給付を含む。以下同じ。)を行つたことを公庫に通知することにより、貸付金の額(給付の場合、当該給付

に係る契約に基いて給付後において受け入れるべき掛金の額。以下同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その貸付

につき、公庫と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる。

2 公庫は、前項の契約を結ぶときは、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基かなければならない。

第九条 金融機関は、保険事故の発生の日から二月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。ただし、債務保証特定保険関係に基づく保険金については、この限りでない。

2 金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

○住宅融資保険法施行令（抄）

（昭和三十年七月十九日）
（政令第三百三十二号）

第三条（保険料率）
法第七条の政令で定める率は、貸付期間（法第二条第四号に規定する給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間）一年につき一パーセントとする。

○独立行政法人通則法（抄）

（平成十一年七月十六日）
（法律第三百三号）

第三十八條（財務諸表等）
独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2
3
4（略）

○財務省組織令（抄）

（平成十二年六月七日）
（政令第二百五十号）

第三条（大臣官房の所掌事務）
大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、三十四（略）
三十五 独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に関すること。
三十六、四十五（略）

（文書課の所掌事務）

第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 〇十五 (略)
- 十六 独立行政法人評価委員会の庶務に關すること（農林漁業信用基金分科会、通関情報処理センター分科会、造幣局分科会、国立印刷局分科会、日本万国博覧会記念機構分科会及び酒類総合研究所分科会に係るものを除く。）。
- 十七 〇十八 (略)

第十九条 (政策金融課の所掌事務)
政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 〇二 (略)
- 三 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫に關すること。
- 四 (略)
- 五 独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人情報通信研究機構に關すること。
- 六 〇八 (略)
- 九 独立行政法人評価委員会農林漁業信用基金分科会の庶務に關すること。
- 十 (略)

〇国土交通省組織令（抄）

（平成十二年六月七日）
（政令第二百五十五号）

第十条 (住宅局の所掌事務)
住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 〇二 (略)
- 三 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に關すること（土地・水資源局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 〇十 (略)
- 十一 独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会の庶務に關すること。

第三十七条 (総務課の所掌事務)
総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 国土交通省の所掌事務に關する財政投融资計画に關する事務の総括に關すること（政府関係金融機関（住宅金融公庫

を除外するものに限る。）。
三十三（略）

（市街地建築課の所掌事務）
第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 四（略）
- 五 住宅金融公庫の行う業務のうち、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第十七条第十項及び第十二項に規定するものに関する事。
- 六 八（略）

（住宅資金管理官の職務）
第二百一十一条 住宅資金管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 住宅金融公庫の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事（土地・水資源局及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 住宅の供給等に関する事務のうち、住宅資金に関する政策の企画及び立案に関する事。
- 三 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の規定による勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限る。）の策定に関する事。

○公庫の国庫納付金に関する政令（抄）

（昭和二十六年五月二十六日）
（政令第六十二号）

（国庫納付金の計算）
第一条 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）が、毎事業年度、国民生活金融公庫法第二十二條第一項、住宅金融公庫法第二十七條第一項、農林漁業金融公庫法第二十三條第一項、中小企業金融公庫法第二十四條第一項、第五項若しくは第十項、公営企業金融公庫法第二十九條第一項又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十五條第一項の規定により国庫に納付すべき利益金の額は、当該事業年度の第一号に掲げる損益計算上の損金のうち当該公庫において該公庫の額のあるものの額の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる損益計算上の損金のうち当該公庫の額のあるものの額を差し引いた金額とする。

二 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。

- 一 住宅金融公庫 次に掲げるところにより計算するものとする。
- イ 住宅金融公庫法第二十六條の二第一項の特別勘定の損益（同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当

ロ 該積立金として積み立てた額を控除して計算するものとする。
 額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、当該事業年度において当該引当金から戻し
 入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額に加算するものとする。
 二 農林漁業金融公庫 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号
 ）第十三条第一項の規定により当該事業年度の資金及び特別の法人の基金に關する法律（昭和三十三年法律第六十九号
 ）は、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、同条第二項の規定による使用のため当該事業年度におい
 て取りこずした現金があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。

三（略）
 四（略）
 五（略）

第三條（納付金の帰属する会計）

第一項 住宅金融公庫法第二十七條第一項、農林漁業金融公庫法第二十三條第一項又は中小企業金融公庫法第二十四條第一
 項の規定による国庫納付金については、これらの規定に規定する利益金の額を住宅金融公庫、農林漁業金融公庫又は中小
 企業金融公庫の政府一般会計又は産業投資特別会計（中小企業金融公庫にあつては、中小
 企業金融公庫法第二十三條の二第一号に掲げる業務に係る勘定に係る政府一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定
 からの出資の額）に應じてあん分した額を、それぞれ一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとし
 る。

第二項 前項に規定する出資の額は、前項に規定する利益金を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計又は産業投資
 特別会計産業投資勘定からの出資の額（同日以後当該事業年度中に政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定から
 の出資の額の増加又は減少があつたときは、当該増加又は減少があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業
 年度の日数で除して得た数が当該増加し、又は減少した出資の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じ
 た額）とする。

第三項（略）
 第四項（略）

○ 国家公務員退職手当法施行令（抄）

（昭和二十八年八月二十五日）
 （政令第二百二十五号）

第九條の二 法第七條の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。
 一（法第七條の二第一項に規定する政令で定める法人）
 百二十六 旧青年の家及び旧少年自然の家

（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）
第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一（略）
- 二 住宅金融公庫
- 三（四十四）（略）

○元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（抄）

（昭和二十八年十月五日）
（政令第三百二十二号）

（公団又は公庫の範囲）
第四条 法第二条第四号の政令で定める公団及び公庫は、左に掲げる公団及び公庫とする。

- 一（略）
- 二 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び住宅金融公庫

○土地区画整理法施行令（抄）

（昭和三十年三月三十一日）
（政令第四十七号）

（国庫補助金）
第六十六条 法第二百一十一条の規定により国が交付する補助金の額は、次の各号の一に該当する土地区画整理事業で国土交通大臣が指定するものについては、第六十三条第一項各号に掲げる費用の額に二分の一以内において国土交通大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

- 一（略）
- 二 国の補助、出資若しくは融資又は住宅金融公庫の融資を受けて建設する一団地の住宅の敷地の造成を目的とするもの（略）

○中小企業等協同組合法施行令（抄）

（昭和三十三年三月二十八日）
（政令第四十三号）

第七條（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）
信用協同組合が法第九條の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。

- 一、二（略）
- 三、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第六号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引
- 四、五（略）
- 六、独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け
- 七、八（略）
- 二（略）

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抄）

（昭和三十三年六月二十七日）
（政令第百八十九号）

第五條（法第五條第一項の政令で定める事情）
法第五條第一項の政令で定める事情は、次に掲げる場合で当該学校の学級数が三学級以上増加することとなるものとする。

- 一、新築又は増築を行う年度の五月二日以降法第五條第一項の文部科学大臣の定める日までの間に当該学校の通学区域内に次に掲げる住宅が建設される場合
- イ、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構の建設する住宅
- ロ、住宅金融公庫の融資により建設する住宅
- ハ、住宅金融公庫の融資により建設する住宅
- 二（略）

○協同組合による金融事業に関する法律施行令（抄）

（昭和五十七年三月二十七日）
（政令第四十四号）

第三條（略）

第十二條（略）

銀行法第十三條第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用協同組合にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一條に規定する資金の貸付けとし、信用協同組合連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

○国家公務員共済組合法施行令（抄）

（昭和三十三年六月三十日）
（政令第二百七号）

第四十三條（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一、法律第二百二十四條の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める

二、法律第二百二十四條の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める

一、法律第六十五條（略）

法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（抄）

（昭和三十五年十二月一日）
（政令第二百九十二号）

別表第二（第十條の二関係）

一、（略）

二、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、

○地方公務員等共済組合法施行令（抄）

（昭和三十七年九月八日）
（政令第三百五十二号）

第三十九條（繼續長期組合員に係る公庫等の範圍）
法第四百四十條第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 總合研究開發機構、獨立行政法人海洋研究開發機構（獨立行政法人海洋研究開發機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十條第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運轉センター、預金保險機

二 獨立行政法人日本万国博覧会記念機構（獨立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二條第一項の規定により解散した旧万国博覧会記念機構を含む。）、獨立行政法人水産総合研究センター法

三 獨立行政法人航空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機の騒音により障害の防止等に関する法律の一

部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二條第一項の規定により障害の防止等に関する法律の一

律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（平成十四年法律第百八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを改訂する法律（略）

○国の利害に係るのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（抄）

（昭和三十七年九月二十九日）

（政令第三百九十三号）

国の利害に係るのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、営企業金融公庫、厚生年金基金、港務局、国民年金基金連合会、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金連合会、防団員等公務員補償等共済基金、水害予防組合、自動車安全運轉センター、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、水害予防組合、水害防組連合、地方公務員共済組合連合会、地方住宅供給公社、振興会、日本司法支援助センター、土地改良区、土地改良区連合、土地画整理組合、日本小型自動車振興会、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本郵政公社、農業共済組合、農業共済組合連合会及び農林漁業金融公庫とする。

○国土交通省設置法第四條第二十八号の業務等を定める政令（抄）

（平成十二年六月十七日）
（政令第二百九十七号）

（法第四條第百十三号の政令で定める公共的団体）
第二条 法第四條第百十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第五十三条第一項の法人並びに同法第五十四条第一項の特殊法人及び認可法人を定める政令（抄）

（平成十八年六月二日）
（政令第二百七号）

（法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人）
第二条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。

- 一 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中央金庫、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本小型自動車振興会、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、農林漁業金融公庫及び放送大学学園
- 二 （略）

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

（昭和三十七年十月十日）
（政令第四百三号）

（産業労働者住宅建設資金融通の特例）

第四十二条 法第二十三条の政令で定める地域は、激甚災害により滅失した産業労働者住宅その他の住宅であつて当該激甚災害の当時産業労働者が居住していたもの当該激甚災害による滅失戸数が著しく多い都道府県の区域で財務大臣及び国土交通大臣が定めるものとする。

3 2 前項の区域は、財務大臣及び国土交通大臣が告示する。
法第二十三条の政令で定める日は、激甚災害の指定があつた日とする。

○住宅宅地債券令（抄）

（昭和三十八年四月二十五日）
（政令第四百十六号）

（形式及び発行方法）

第一条 住宅金融公庫住宅宅地債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）は、無記名式とし、募集の方法により発行する。

2 住宅宅地債券（沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券にあつては、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第七条の十六第三号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行するものに限る。以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。

3 沖繩振興開発金融公庫住宅地債券（区分所有者団体引受住宅地債券に該当するものを除く。）は、割引の方法により発行する。

（債券総額払込み前の新たな住宅地債券の発行）
第二条 住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫（以下「発行者」という。）は、前に募集した住宅地債券の総額の払込み前でも、更に住宅地債券を発行することができる。

第三条（住宅地債券申込証）

2 住宅地債券申込証は、発行者が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 1 住宅地債券の名称
- 2 住宅地債券の総額
- 3 各住宅地債券の金額
- 4 住宅地債券の償還の方法及び期限
- 5 住宅地債券の発行の価額
- 6 住宅地債券の発行の価額
- 7 住宅地債券の発行の価額

3 （略）

（割当て）
第四条 発行者又は発行者から住宅地債券の発行に関する事務の全部若しくは一部を委託された者は、住宅金融公庫住宅地債券にあつては住宅金融公庫に係る住宅金融公庫に係る住宅地債券積立者に、沖繩振興開発金融公庫住宅地債券にあつては住宅金融公庫に係る住宅地債券積立者とし、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項に規定する住宅地債券積立者又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項に規定する住宅地債券積立者とし、主務省令で定める。

（払込み）
第六条 住宅地債券の募集が完了したときは、発行者は、遅滞なく、各住宅地債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）
第七条 発行者は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、住宅地債券に応募しようとする者が、応募に際し、住宅地債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 (略)

2 第八条 (住宅地債券原簿)
住宅地債券原簿は、主たる事務所に、住宅地債券原簿を備えて置かなければならない。

一 住宅地債券の発行の年月日

二 住宅地債券の数及び番号

三 第三条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項 (区分所有者団体引受住宅地債券にあつては、これらの事項及び同条第三項各号に掲げる事項)

四 住宅地債券の償還に関する事項 (区分所有者団体引受住宅地債券にあつては、元利金の支払に関する事項)

2 第八条 (区分所有者団体引受住宅地債券の利札が欠けている場合)
前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに應じなければならない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに應じなければならない。

(発行の認可)

第九条 発行者は、住宅地債券を發行しようとするときは、毎年度最初の募集の日の一月前までに、当該年度に發行しようとする住宅地債券について、次に掲げる事項 (区分所有者団体引受住宅地債券にあつては、これらの事項及び第三条第三項各号に掲げる事項) を記載した申請書を提出して、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可に係る事項により難い事情が生じたときは、その都度、変更しようとする事項を記載した申請書を提出して、変更の認可を受けなければならない。

一 住宅地債券の發行を必要とする理由

二 (略)

三 住宅地債券の総額

四 各住宅地債券の金額及び發行価額

五 住宅地債券の償還の方法及び期限

六 住宅地債券の發行に要する費用の概算額

七 (略)

八 住宅地債券の發行の期日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 (略)

住宅地債券の發行により調達する資金の用途を記載した書面

(主務大臣及び主務省令)

第十條 この政令において、主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、住宅金融公庫にあつては国土交通省令・財務省令、沖縄振興開発金融公庫にあつては内閣府令・財務省令とする。

附 則

2

独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第三項	及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券 「住宅宅地債券 除く。」	「住宅宅地債券等 除く。」及び都市再生機構宅地債券
第二条（見出しを含む。） 第三条第二項第一号から第五号まで、第六条、第七条第一項、第八条第二項第一号及び第二号、第九条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第二項第二号	又は沖縄振興開発金融公庫 住宅宅地債券 住宅宅地債券の	、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構 住宅宅地債券申込証等
第三条の見出し、同条第二項及び第三項、第五条、第九条第二項第一号	住宅宅地債券申込証	住宅宅地債券等という。）
第三条第一項、第四条第一項、第五条、第八条第二項第四号	住宅宅地債券申込証	住宅宅地債券申込証又は宅地債券申込証（以下「住宅宅地債券申込証等」という。）
第四条第一項	住宅宅地債券を	都市再生機構宅地債券にあつては独立行政法人都市再生機構に係る宅地債券積立者、住宅宅地債券等を
第四条第二項	ものとし	ものとし、前項の宅地債券積立者とは、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第二項において準用する同法附則第八条（第一号に係る部分を除く。）の規定による特別の取扱い又は新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）第

第五條、第九條第一項	住宅地債権積立者に関し	住宅地債権積立者又は宅地債権積立者に関し
第八條の見出し、同條第二項	住宅地債権原簿	住宅地債権原簿等
第八條第一項	住宅地債権原簿	住宅金融公庫及び沖繩振興開發金融公庫にあつては住宅地債権原簿を、獨立行政法人都市再生機構にあつては住宅地債権原簿
第九條第一項	住宅地債権について	住宅地債権等について
第九條第一項第二号	住宅地債権積立者	住宅地債権積立者又は宅地債権積立者
第十條	財務大臣とし	財務大臣、獨立行政法人都市再生機構にあつては国土交通大臣とし
	内閣府令・財務省令とする	内閣府令・財務省令、獨立行政法人都市再生機構にあつては国土交通省令とする

○新住宅市街地開發法（抄）

（昭和三十八年七月十一日）
（法律第百三十四号）

- 第三十二條（造成宅地等に関する権利の処分の制限）
 第三十二條 第二十七條第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。
- 一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者である場合
 - 二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
 - 三 相續その他の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者を含む。）又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
 - 四 利が移転する場合
 - 五 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により收用され、又は使用される場合

○新住宅市街地開発法施行令（抄）

（昭和三十八年十一月十五日）
（政令第三百六十五号）

（造成宅地等に関する権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない者）
第九条 法第三十二条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転につき、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第三十五条第一項若しくは第四項若しくは第三十五条の二第一項若しくは第五項又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十条第一項若しくは第三十五条の二第一項の規定の適用を受ける者

○独立行政法人等登記令（抄）

（昭和三十九年三月二十三日）
（政令第二十八号）

別表（第一条、第二条、第十条関係）

名称	根拠法	登記事項
(略)	(略)	(略)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるとき、その定め
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	資本金
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるとき、その定め
(略)	(略)	(略)

2 (略)

2 (同一人に対する信用の供与等)

11 (略)

12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用金庫にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構

、住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

○勤労者財産形成促進法（抄）

（昭和四十六年六月一日）
（法律第九十二号）

第十條（住宅金融公庫等の行う勤労者財産形成持家融資）
第九條第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の規定による貸付けの業務又は沖繩振興開発金融公庫法律

は、事業主団体から機構の行う同号の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けること及び同号の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項の規定する公務員に係る貸付限度額の範囲内であることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うこと

を妨げない。

2 住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫の行う前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸

付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に對し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（機構の行う同条第

3 一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 (略)

○勤労者財産形成促進法施行令（抄）

（昭和四十六年十一月一日）
（政令第三百三十二号）

第十三条（略）
第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

第三十二条（略）

第三十三条（略）

第三十四条（略）

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

第四十三条（略）

第四十四条（略）

第四十五条（略）

第四十六条（略）

第四十七条（略）

第四十八条（略）

第四十九条（略）

第五十条（略）

第五十一条（略）

第五十二条（略）

第五十三条（略）

- 4 前項の「所得」とは、機構又は住宅金融公庫が同項に規定する貸付けの申込みを受理した日の属する年の前年（当該申込みを受理した日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年）における所得税法第二章第一節から第三節までの規定の例に準じて算出した所得金額（退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得の金額がある場合は又は給与所得者が就職後一年を経過しない場合等において当該所得金額によることが著しく不適当である場合には、機構又は住宅金融公庫が厚生労働大臣又は国土交通大臣及び財務大臣の承認を得て定めるところにより認定した額）の合計額をいう。
- 5 沖繩振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項及び第一項」として同項の規定を適用する。
- 6 附則第三項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）において、中小企業は住宅金融公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業は住宅金融公庫が申込みを受理したものでかつ、床面積が百二十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住宅の雇用される勤労者に係るもの、かつ、国土交通省令で定める事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合するもの（当該勤労者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について準用する。
- 7 特例期間において沖繩振興開発金融公庫が申込みを受理した法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金（附則第六項において第五項の規定にかかわらず、及び第三十七条第五項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）」及び第四項」として、同項の規定を適用する。）、「前各項並びに附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）」及び第四項」として、同項の規定を適用する。
- 10 復旧期間に旧事業団又は住宅金融公庫が申込みを受理した旧転貸貸付け又は法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るものの利率は、法第三十七条第一項本文の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。
- 一 九百九十万円以下の金額 第三十七条第一項各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上当該各号に定める率に相当する率として、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率
- 二 九百九十万円を超える金額 貸付基準利率に相当する率として、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率
- 11 前項に規定する貸付金（復興住宅の補修に係るものを除く。）に対する附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第三項中「第三十七条第一項本文」とあるのは「業務方法書で定める率」である。ただし、その率が附則第十項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは「業務方法書で定める率」である。

十項第一号に定める率を超える場合にあつては、同号に定める率に相当する率として、機構又は住宅金融公庫の業務方法書で定める率とする。と、同号中「貸付基準利率」とあるのは「附則第十項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額にあつては、附則第十項第一号に定める率に相当する率）」とする。

12 復旧期間に沖繩振興開発金融公庫が申込みを受理した法第十條第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第五項及び第七項の規定にかかわらず、第三十七條第五項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは「償還期間」と、前各項とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十項」として同項の規定を適用する。附則第三項（附則第六項において準用する場合を含む。）及び附則第十項として同項の規定を適用する。

13 （勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置）
法附則第二條第二項の規定により機構が沖繩振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十條第一項本文の貸付け又は法第十五條第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十條中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二條第二項の規定に係る沖繩振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金の額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。

○沖繩振興開発金融公庫法（抄）

（昭和四十七年五月十三日）
（法律第三十一号）

第十九條（業務の範囲）
公庫は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める用途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行うこと。
- イ 沖繩において自ら居住する住宅を必要とする者
- ロ 沖繩において親族の居住の用に供する住宅を必要とする者
- ハ 沖繩において次に掲げる居住者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者（地方公共団体を除く。）
 - (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者
 - (2) 自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を賃貸する事業を行う者
- ニ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅

他の主務省令で定める基準に該当する者に限る。前号に掲げる資金に準ずる資金

八四
（七）

沖繩において次に掲げる建築物を建設する者、その建設に必要な資金（当該建築物（ハ）に掲げる建築物にあつては、建設替え（現に存する建築物を売却するとともに、その建築物が存していた土地の全部又は一部の区域に新たに建築物を建設すること（新たに建設することを含む）をいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）を建設する者が当該建築物の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合には、当該資金に併せて貸し付ける場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）

イ 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する主務省令で定める耐火建築物等（住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二条第六号に規定する耐火建築物等をいう。）で過半の住宅部分を有するもの

ロ（略）

ハ 中高層耐火建築物（住宅金融公庫法第二条第七号に規定する中高層耐火建築物をいう。）で相当の住宅部分を有するもの（イ及びロに掲げる建築物を除く。）

十九
（略）

沖繩において高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十条第一項の認定を受けた者

二十
（略）

二十五
（略）

（業務の委託）
法第二十条第一項前段に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる委託を受ける者の区分に応じ当該各号に掲げる業務とする。

一 主務省令で定める金融機関 公庫の業務（次号イからニまで、ト及びチに掲げる業務を除く。）の一部

二 地方公共団体 次に掲げる業務

イ ト（略）

チ 法第二十一条第一項の規定により住宅金融公庫の行う同項に規定する保険の業務を受託した場合における当該業務のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第十三条に規定する保険約款で定められた場合における金融機関の貸付けについての調査

リ 法第二十一条第一項の規定により同項に規定する特別の法律によつて設立された法人の行う貸付けの業務を受託した場合における当該業務の一部

三 前項第一号及び第二号に掲げる法人 前号イからハまで及びチに掲げる業務

四 前項第三号に掲げる法人 次に掲げる住宅金融公庫の行う住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業務及び同条第十

イ 法第二十一条第一項の規定により住宅金融公庫の回収に係る部分に限る。）に規定する業務を受託した場合における

三項第四号（譲り受けた貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。）に規定する業務を受託した場合における

次に掲げる業務

(1) 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務
(2) (1) に規定する元利金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

3 法第二十条第一項後段に規定する政令で定める業務は、前項第二号ホ、へ及びチに掲げる業務とする。

3 (内閣総理大臣への権限の委任)

第九條の二 法第三十三條第一項の規定による公庫、受託金融機関等（同項に規定する受託金融機関等をいう。以下同じ。）又は受託地方公共団体（同項に規定する受託地方公共団体をいう。以下同じ。）に對する主務大臣の立入検査（受託金融機関等である第五條第一項に規定する法人又は受託地方公共団体に對するものにあつては、同條第二項第二号ホ、へ、チ及びリに掲げる業務（同号リに掲げる業務に於ては、同号ホ及びへに掲げる業務に相當する業務に限る。）並びに融通法第十條第一項の規定により委託を受けて行う同号ホ及びへに掲げる業務に相當する業務に係るものに限る。）の權限のうち公庫の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその權限を自ら行うことを妨げない。

第十條 (賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用)

第十條 法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條第一項から第三項までの規定の準用に係るものは、第一條の二第一項第十号に掲げる資金とし、法第三十五條第一項に規定する政令で定める者は、同号に掲げる者とする。

2 法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條の二第一項及び第二項の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。
一 第一條の二第一項第二号イに掲げる資金のうち、住宅の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合における当該土地又は借地権の取得に必要な資金

3 法第三十五條第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五條の三の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。
一 第一條の二第一項第二号に掲げる資金のうち、幼稚園等の建設に付随して新たに土地若しくは借地権の取得を必要とする場合における当該土地若しくは借地権の取得に必要な資金、関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地若しくは借地権の取得及び土地の造成

二 第一條の二第一項第三号に掲げる資金のうち、同号ロに規定する新住宅市街地開發事業に準ずる主務省令で定める事業に係る資金

二 業に係る関連利便施設の建設に必要な資金（関連利便施設の建設に付随する土地若しくは借地権の取得及び土地の造成又は土地の造成に必要な資金を含む。次項において同じ。）又は関連公共施設の整備に必要とする主務省令で定める事業に係る資金

4 住宅金融公庫法第三十五條の二第一項の規定は、住宅金融公庫法第三十五條の三の規定は、第一條の二第一項第三号に掲げる資金のうち同項第三号ロに規定する新住宅市街地開發事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に

必要な資金又は関連公共施設の整備に必要な資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

5 前項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の沖繩振興開発金融公庫住宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその沖繩振興開発金融公庫住宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

6 法第三十五条第一項の規定及び第四項の規定により次の表の上欄に掲げる住宅金融公庫法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第一項	主務省令	内閣府令・財務省令
第三十五条第二項	主務大臣	内閣総理大臣及び財務大臣
第三十五条第三項	主務省令	内閣府令・財務省令
第三十五条の二第一項	同項第一号に規定する施設	居住者の利便に供する施設
第三十五条の二第二項	主務省令	内閣府令・財務省令
第三十五条の三第二項	主務大臣	内閣総理大臣及び財務大臣
第三十五条の三第一項	主務省令	内閣府令・財務省令

（主務大臣及び主務省令）
 第十二条 この政令（第十条第六項を除く。）において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

○民法（抄）

（明治二十九年四月二十七日）
 （法律第八十九号）

（公益法人の設立）
 第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

○新都市基盤整備法施行令（抄）

（昭和四十七年十二月十八日）
（政令第四百三十一号）

第三十三条（権利の処分について都道府県知事の承認を受ける必要のない者）
第三十五条（権利の設定又は移転につき、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第三十五条第一項若しくは第四項、第三十五条の二第一項若しくは第三項又は第三十五条の三第一項の規定の適用を受ける者とする。）

○産業労働者住宅資金融通法第七條の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令（抄）
（昭和四十八年五月十五日）
（政令第三百三十三号）

、産業労働者住宅資金融通法（以下「法」という。）第七條の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の限度の欄及び償還期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区分	限度	償還期間
一	法第二條第四号に規定する中小企業等に使用される住宅に供する産業労働者住宅に係る貸付金	住宅の建設費（購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額をいう。以下同じ。）の認定する公庫を超える場合において、当該公庫の認められる額（以下同じ。）及び土地又は借地権の価額（以下同じ。）に相当する金額	三十五年以内
イ	ある住宅の建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額をいう。以下同じ。）の認定する公庫を超える場合において、当該公庫の認められる額（以下同じ。）及び土地又は借地権の価額（以下同じ。）に相当する金額	三十五年以内
ロ	準耐火構造の住宅である住宅の建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額（以下同じ。）に相当する金額	三十五年以内
ハ	耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅の建設又は購入並びにこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の七十パーセントに相当する金額	十八年以内

<p>二 一の項に掲げる貸付金以外の貸付金</p>	<p>イ とする貸付金 ある住宅の建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ロ 準耐火構造の住宅である住宅の建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ハ 準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅の建設又は購入並びにこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金</p>	<p>住宅の建設費及び土地又は借地権の額の八十パーセントに相当する金額</p>	<p>三十五年以内</p>
<p>備考 一 この表において「耐火構造の住宅」とは、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二条第四号に規定する耐火構造の住宅をいう。 二 この表において「準耐火構造の住宅」とは、住宅金融公庫法第二条第五号に規定する準耐火構造の住宅をいう。</p>		<p>住宅の建設費及び土地又は借地権の額の五十五パーセントに相当する金額</p>	<p>十八年以内</p>

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（抄）

（昭和五十一年九月二十八日）
（政令第二百五十二号）

2 附則
法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 （略）
- 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人

○財形住宅債券令（抄）

（昭和五十一年十二月二十一日）
（政令第三百二十二号）

（形式）

第一条 住宅金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券（以下「財形住宅債券」と総称する。）は、無記名利札付きとする。

第三条（財形住宅債券申込証）
（略）

2（略）

3 財形住宅債券申込証は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 財形住宅債券の名称
- 二 財形住宅債券の総額
- 三 各財形住宅債券の金額
- 四 財形住宅債券の利率
- 五 財形住宅債券の償還の方法及び期限
- 六 財形住宅債券の発行の価額
- 七 財形住宅債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- 十二 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録機関の商号

（引受け）

第四条（略）

2 前項の場合において、振替財形住宅債券を引き受ける政府又は振替財形住宅債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を公庫に示さなければならぬ。

（払込み）

第六条 財形住宅債券の募集が完了したときは、公庫は、遅滞なく、各財形住宅債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第七條 公庫は、前條の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、財形住宅債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は財形住宅債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、財形住宅債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 住宅金融公庫の総裁又は沖繩振興開発金融公庫の理事長がこれに記名押印しなければならない。事項並びに番号を記載し、

第八條 (財形住宅債券原簿)
財形住宅債券原簿は、主たる事務所に財形住宅債券原簿を備えて置かなければならない。

一 財形住宅債券の発行の年月日
二 財形住宅債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、財形住宅債券の数及び番号)
三 第三条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項
四 元利金の支払に関する事項

第九條 (利札が欠けている場合の償還等)
ただし、財形住宅債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。

第十條 (発行の認可)
住宅債券の発行の認可を受けようとするときは、財形住宅債券の募集の日の二十日前までに次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 財形住宅債券の発行を必要とする理由
二 第三条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項
三 財形住宅債券の募集の方法
四 財形住宅債券の発行に要する費用の概算額
五 第二条に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

(略)

第十一條 (主務大臣)
この政令における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては国土交通大臣及び財務大臣とし、沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び財務大臣とする。

○労働金庫法施行令（抄）

（昭和五十七年三月二十七日）
（政令第四十六号）

第三条（会員以外のものに対する資金の貸付け等）

第三條 労働金庫が第五十八条第四項の規定により行うことができる労働金庫の会員以外のものに対する資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、次に掲げるものとす。ただし、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引に相当する金額を超えてはならない。

一 三（略）

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人雇用・能力開発機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引

五 六（略）

七 独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一条に規定する資金の貸付け

八 九（略）

第五條（同一人に対する信用の供与等）

第十二條（略）

銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、労働金庫にあつては独立行政法人雇用・能力開発機構、住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

○外国人登録法施行令（抄）

（平成四年十月十四日）
（政令第三百三十九号）

別表（第二条関係）
一 四（略）

五 住宅金融公庫
六 三十五 (略)

○破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令 (抄)

(平成十年十二月二十二日)
(政令第四百四号)

(国庫納付金)

第四条 公庫の国庫納付金に関する政令(昭和二十六年政令第六十二号)第一条(第二項第一号、第二号、第三号イ、第四号及び第五号を除く。)、第二条及び第三条第四項の規定は、法第十条第八項の規定により政令で定めるものとされる利益の計算の方法並びに国庫納付金の納付の方法及びその帰属する会計について準用する。この場合において、公庫の国庫納付金に関する政令第一条第二項第三号ロ中「中小企業金融公庫法第二十四条第十項」とあるのは「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第十条第六項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第二項」と、「中小企業信用保険準備基金若しくは融資基金」とあるのは「同法第九条第一項の破綻金融機関等関連特別保険等準備基金」と読み替えるものとする。

○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(抄)

(平成十二年十二月二十日)
(政令第五百二十三号)

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 三十八 (略)
- 二 三十九 住宅金融公庫
- 三 四十 百二十六 (略)

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令 (抄)

(平成十二年十二月二十七日)
(政令第五百五十六号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人医薬品

○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（抄）

（平成十三年七月二十三日）
（政令第二百五十号）

（法第四十四条第一項の規定による住宅金融公庫の貸付金の限度及び償還期間）
第三条 法第四十四条第一項の規定による住宅金融公庫（以下「公庫」という。）の貸付金の一戸当たりの金額の限度は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第一項に規定する既存住宅の購入価額（購入価額が経過年数に応じ算定した額として公庫の認める額を超える場合においては、当該公庫の認める額）の八割に相当する金額とし、その償還期間は、二十五年以内とする。

○金融庁組織令（抄）

（平成十年十二月十五日）
（政令第三百九十二号）

（検査局の所掌事務）
第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

- 一 二 （略）
- 二 次に掲げる者の検査に関する事。
 - イ 商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、
 - ロ 沖繩振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行
- 三 （略）

○財務省独立行政法人評価委員会令（抄）

（平成十二年六月七日）
（政令第三百十九号）

（分科会）
第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
農林漁業信用基金分科会	独立行政法人農林漁業信用基金

通関情報処理センター分科会

(略)

256 (略)

独立行政法人通関情報処理センター

(略)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、財務省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、農林漁業信用基金分科会に係るものについては大臣官房政策金融課において、通関情報処理センター分科会に係るものについては理財局国庫課において、日本万国博覧会記念機構分科会に係るものについては理財局国印刷局分科会に係るものについては理財局国庫課に係るものについては国税庁課税部において処理する。

○国土交通省独立行政法人評価委員会令（抄）

（平成十二年六月七日）
（政令第三百二十四号）

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称

独立行政法人

(略)

(略)

日本高速道路保有・債務返済機構分科会

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

256 (略)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会

担当課等

(略)

(略)

日本高速道路保有・債務返済機構分科会

道路局総務課において処理する。